

第5章 都市機能誘導区域の設定

1. 都市機能誘導区域の考え方

- 都市機能誘導区域とは、原則として、居住誘導区域の中に医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る、都市及び地域の拠点となるべき区域です。このため、鉄道駅に近く業務・商業などが集積するなど、都市機能が一定程度充実している区域や、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域を対象に設定します。
- 本市においては、「都市の骨格構造」において位置づけた「拠点」を基本として、都市機能の立地状況などを勘案して都市機能誘導区域を設定します。
- 区域の規模については、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車などによりそれら都市機能の間を容易に移動できる範囲とします。

2. 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

- 「都市機能誘導区域の考え方」に基づき、次の3つの視点から区域を設定します。

視点	設定方針
視点1： 移動の容易性	<ul style="list-style-type: none">○ 都市機能誘導区域は、「徒歩や自転車などによりそれら都市機能の間が容易に移動できる範囲であること」としていることを踏まえ、原則的に核となる施設を中心とした徒歩圏（おおむね半径800m以内※）の範囲とします。 ※「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省平成26年8月）における一般的な徒歩圏
視点2： 都市機能の集積状況	<ul style="list-style-type: none">○ 都市機能誘導区域は、「一定程度の都市機能が充実している範囲であること」としていることを踏まえ、既存の都市機能の集積状況を踏まえて設定します。○ また、既存の都市機能の集積が必ずしも十分でない場合であっても、各種生活関連サービスを効率的に提供する観点から、居住誘導区域内での位置、規模（サービス提供の対象となる居住誘導区域の面積規模・人口規模とのバランス）、公共交通ネットワークや徒歩によるアクセス性などに照らし、今後、都市機能の集積を誘導すべき区域についても、都市機能誘導区域として設定します。

視点	設定方針
視点3： 区域としての一体性	<p>○ 区域としての一体性を次の基準により判断します。</p> <p><一体性があると判断する基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 核となる施設からの徒歩圏が重複すると、徒歩圏を越えた範囲が一体の区域として捉えられます。これらの区域において、バス路線によって当該区域内を容易に移動することが可能と考えられる場合は、区域として一体と判断します。 市街地開発事業が施行済・事業中の区域は、一体の区域として土地利用、都市基盤施設などが計画的に整備・確保されるため、区域として一体と判断します。 上位・関連計画における計画区域は、一体の区域として土地利用、都市基盤施設などを計画的に整備するものであるとともに、都市機能誘導区域の設定が計画の推進に寄与することが想定されるため、区域として一体と判断します。 <p><一体性がないと判断する基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地と住宅地は、土地利用や確保すべき市街地環境が異なり、必ずしも区域としての一体性があるとはいえないことから、区域の成り立ちなどを勘案しつつ、原則的に住居専用系の用途地域は含めないものとします。 広幅員道路や河川などを越えた徒歩による利用は、必ずしも容易ではないことから、これらによって分断されている場合は、区域として一体でないとして判断します。

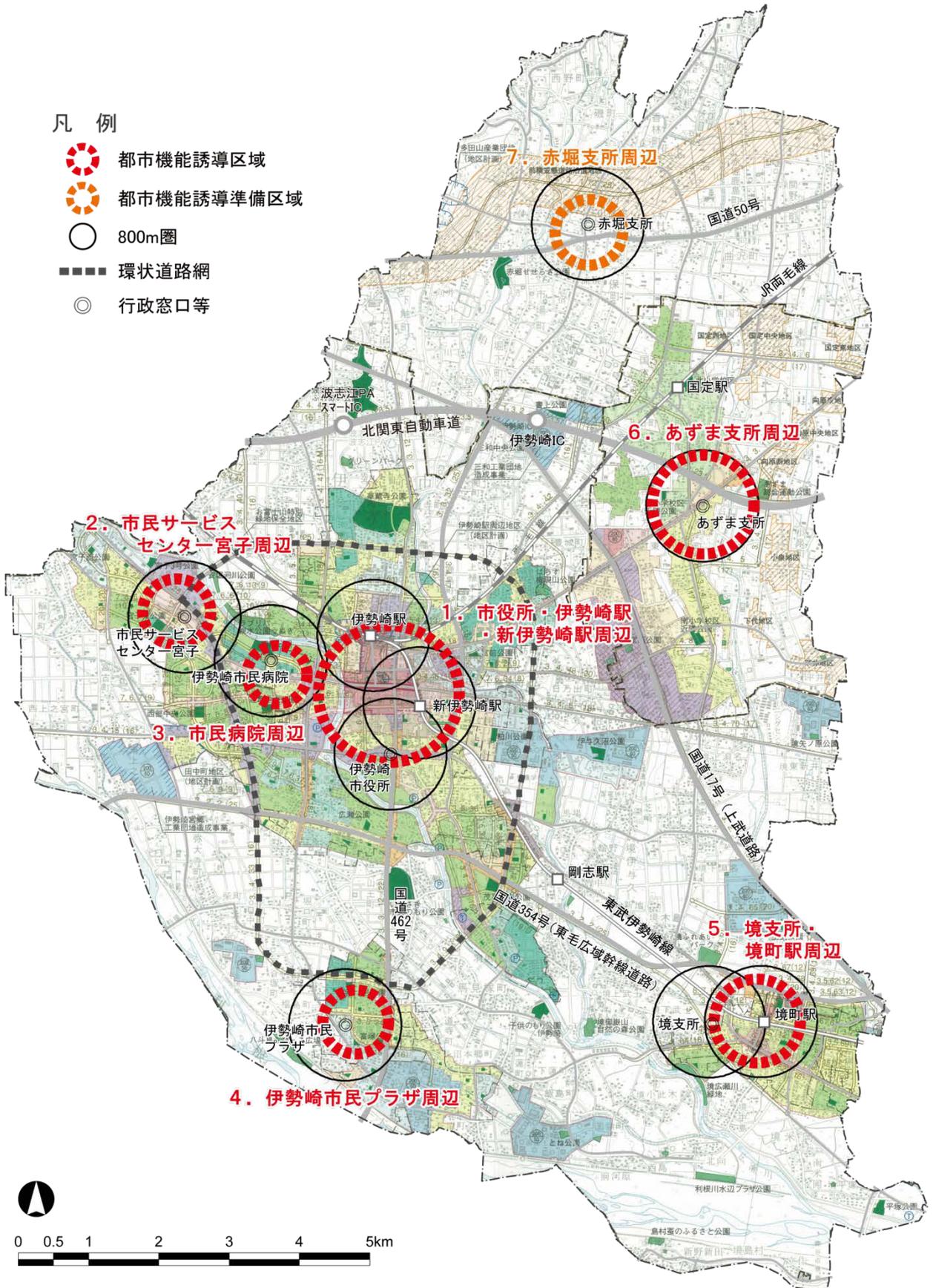
(2) 都市機能誘導区域の設定

- 区域の設定方針で示した3つの視点を踏まえ、都市機能誘導区域を次のように設定します。

都市機能誘導区域	都市の骨格構造における区分	都市計画マスタープランにおける位置づけ
1. 市役所・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺	市役所周辺 伊勢崎駅周辺 新伊勢崎駅周辺	都市交流拠点
2. 市民サービスセンター宮子周辺	市民サービスセンター宮子周辺	広域商業拠点
3. 市民病院周辺	市民病院周辺	水と緑の健康拠点
4. 伊勢崎市民プラザ周辺	伊勢崎市民プラザ周辺	—
5. 境支所・境町駅周辺	境支所周辺 境町駅周辺	地域交流拠点
6. あずま支所周辺	あずま支所周辺	地域交流拠点
7. 赤堀支所周辺*	赤堀支所周辺	地域交流拠点

※用途地域未指定区域の「7. 赤堀支所周辺」については、用途地域等の指定後に居住誘導区域と合わせて都市機能誘導区域を設定するものとし、それまでは都市機能誘導準備区域として位置づけます。

図 都市機能誘導区域の位置

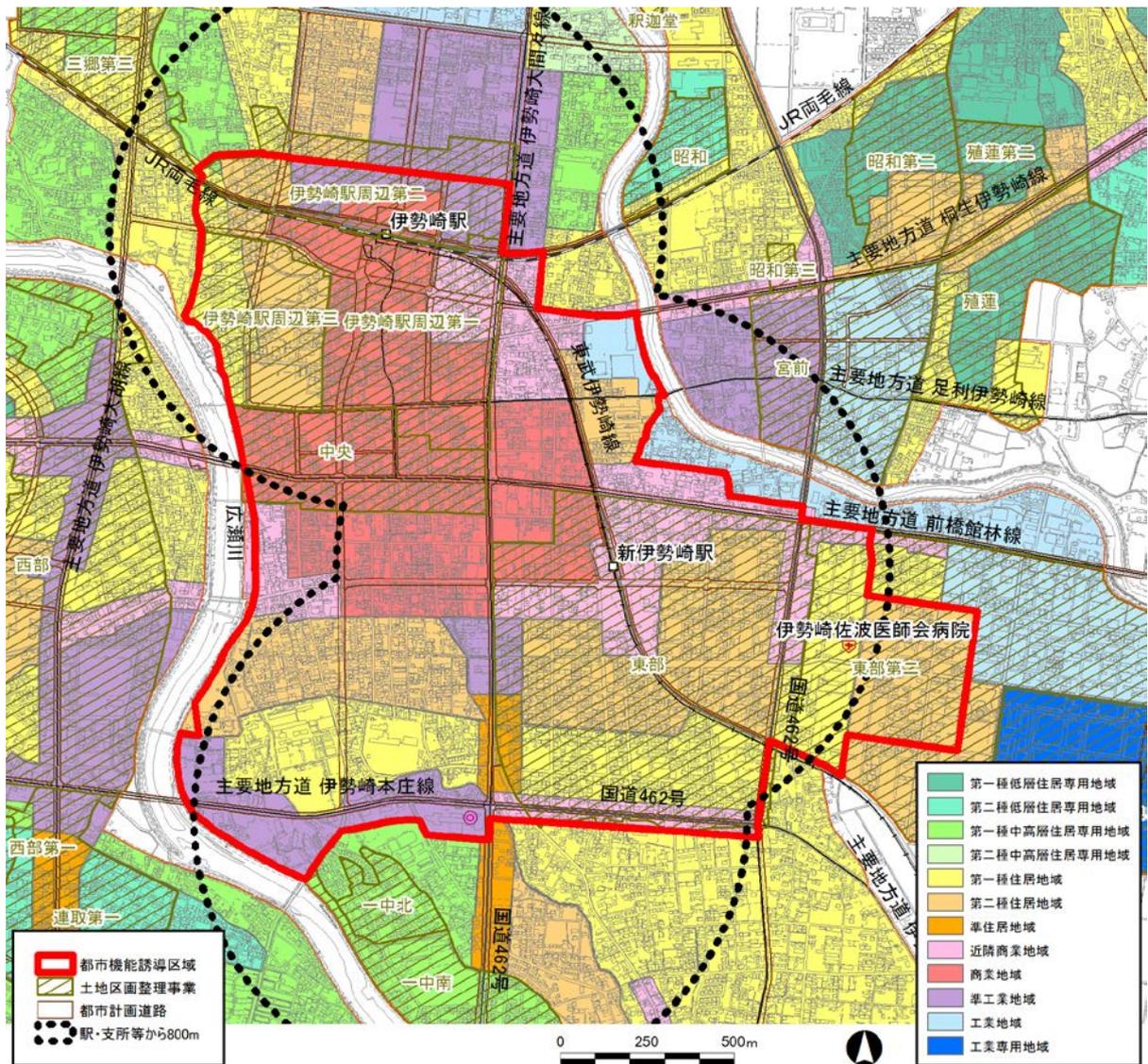


※都市機能準備区域は、用途地域等の指定後に都市機能誘導区域に指定(変更)する区域です。

【1. 市役所・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺（面積：約294.0ha）】

<p>区域の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢崎駅及び新伊勢崎駅を含む本市の中心市街地で、市役所本庁舎のほか、商業などを中心に、本市の経済活動や市民の暮らしを支える高次の機能が集積しています。 平成27年のDIDにおおむね含まれており、区域内の平成27年の人口密度は約39人/haとなっています。 伊勢崎駅周辺では、伊勢崎駅周辺第一及び第二土地区画整理事業が進められており、機能集積に向けた良質な都市基盤施設の整備が進んでいます。
<p>区域の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、都市交流拠点として、市内外から多くの人が集まり、交流する、中心拠点にふさわしい都市機能の集積を進める区域と位置づけられています。また、伊勢崎佐波医師会病院周辺は、都市交流拠点と連携し、健康づくりの拠点エリアの形成を目指す区域と位置づけられています。 鉄道駅が配置された交通結節点としてアクセス性に優れ、市の中核的な機能の役割を果たす市役所本庁舎が立地することを踏まえ、さらに高次の都市機能を集積させるとともに、街なか居住の促進と生活に密着したサービス施設の充実を図ることで、都市機能と居住機能のバランスのとれた中心拠点を形成します。

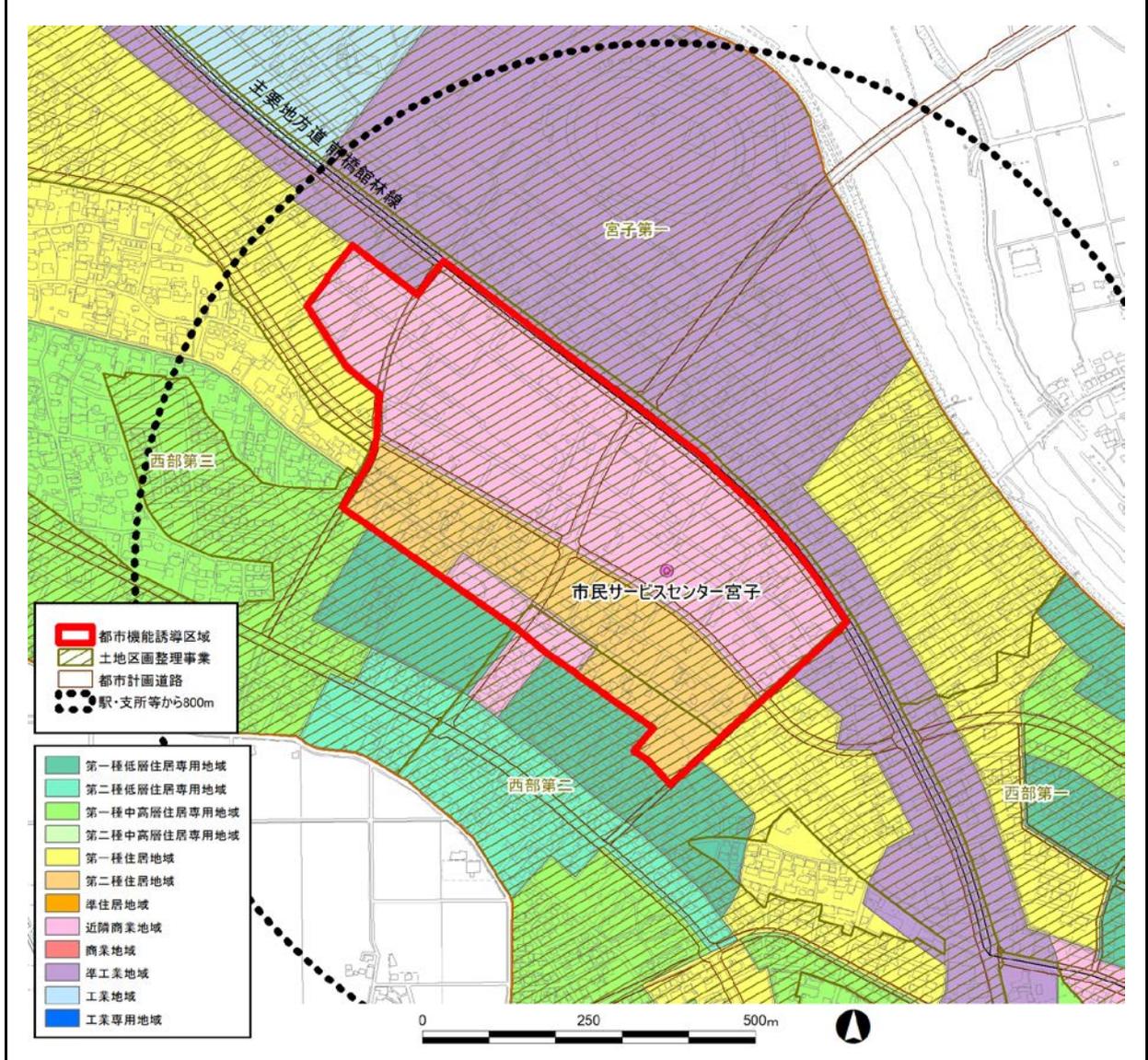
【区域図】



【2. 市民サービスセンター宮子周辺（面積：約29.9ha）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> • 土地区画整理事業によって都市基盤施設が確保された区域であり、主要地方道前橋館林線の沿道を中心に大規模店舗などが集積し、その後背地に良好な住宅地が広がっています。 • 区域内は商業機能に特化しており、市域を越えて広く集客する施設が集積した商業拠点としての性格を有しています。 • 周辺に鉄道駅はなく、バス路線により伊勢崎駅までアクセスが可能となっています。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、周辺都市からの高い集客力を持つ商業施設を集積を活かした広域商業業務機能の充実により、地域拠点を形成することが位置づけられています。 • 既存の商業施設の維持と活用を図りつつ、良質な都市基盤施設を備え、人口集積が進みつつある周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、不足する機能の誘導を図るため、行政窓口機能を有する市民サービスセンター宮子を中心に都市機能誘導区域を定めます。

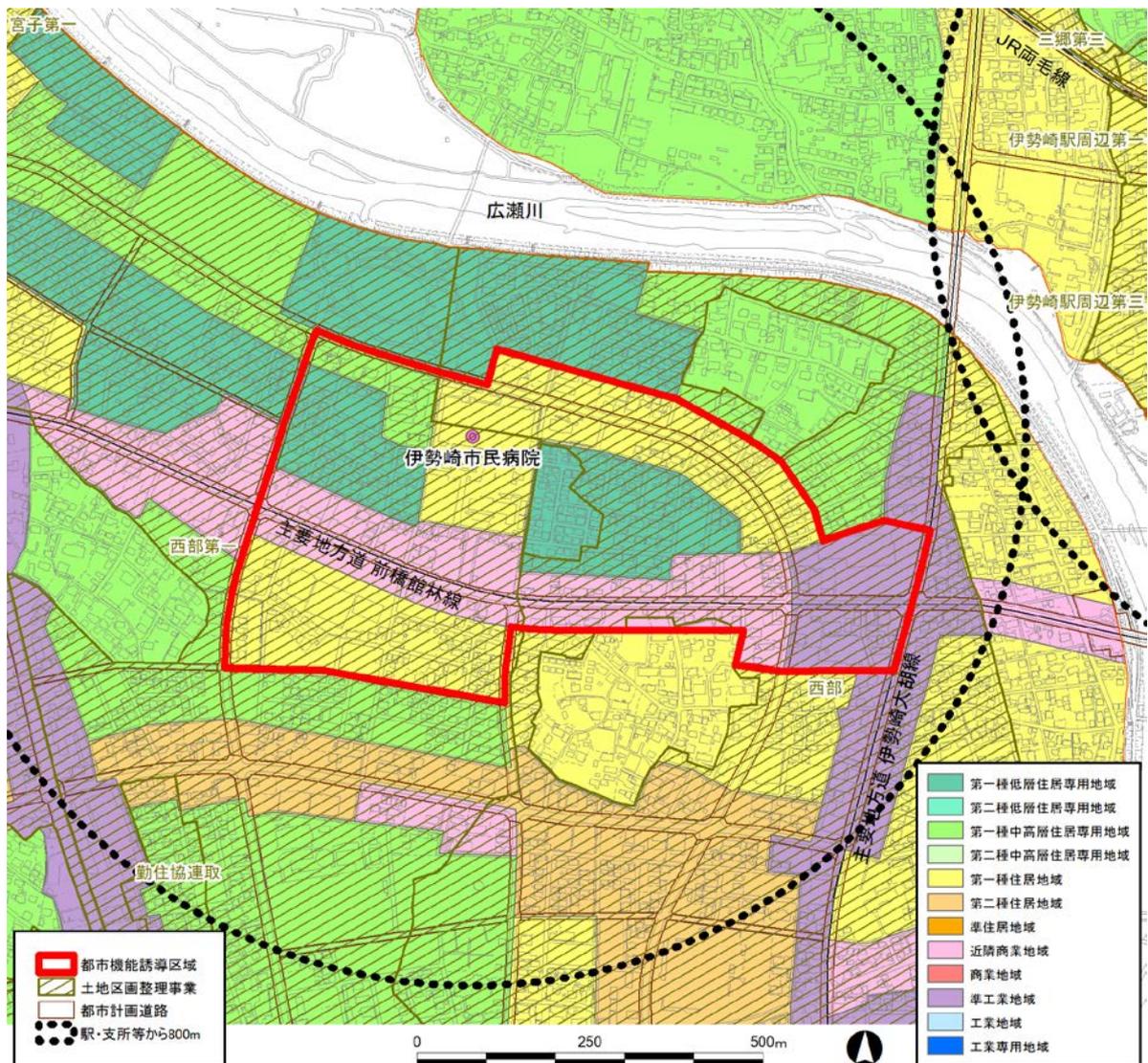
【区域図】



【3. 市民病院周辺（面積：約35.1ha）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって都市基盤施設が確保され、高次の医療機能を有する伊勢崎市民病院のほか、保健・医療・福祉に関わる各種の機能の集積や、主要地方道前橋館林線の沿道を中心に大規模店舗などが集積する市街地が形成されています。 ・西部土地区画整理事業が行われており、機能集積に向けた良質な都市基盤施設の整備が進んでいます。 ・最寄りの鉄道駅は伊勢崎駅となっており、バス路線によりアクセスが可能です。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、集積の進んでいる医療・福祉施設と連携しながら、健康・医療都市づくりを牽引する健康拠点形成することが位置づけられています。 ・二次医療圏の中核病院としての重要な役割を担う伊勢崎市民病院の機能の維持と、これと連携した保健・医療・福祉機能の拡充を図ります。また、良質な都市基盤施設を備え、人口集積が進みつつある周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、不足する機能の誘導を図るため、主要地方道前橋館林線の沿道を中心に都市機能誘導区域を定めます。

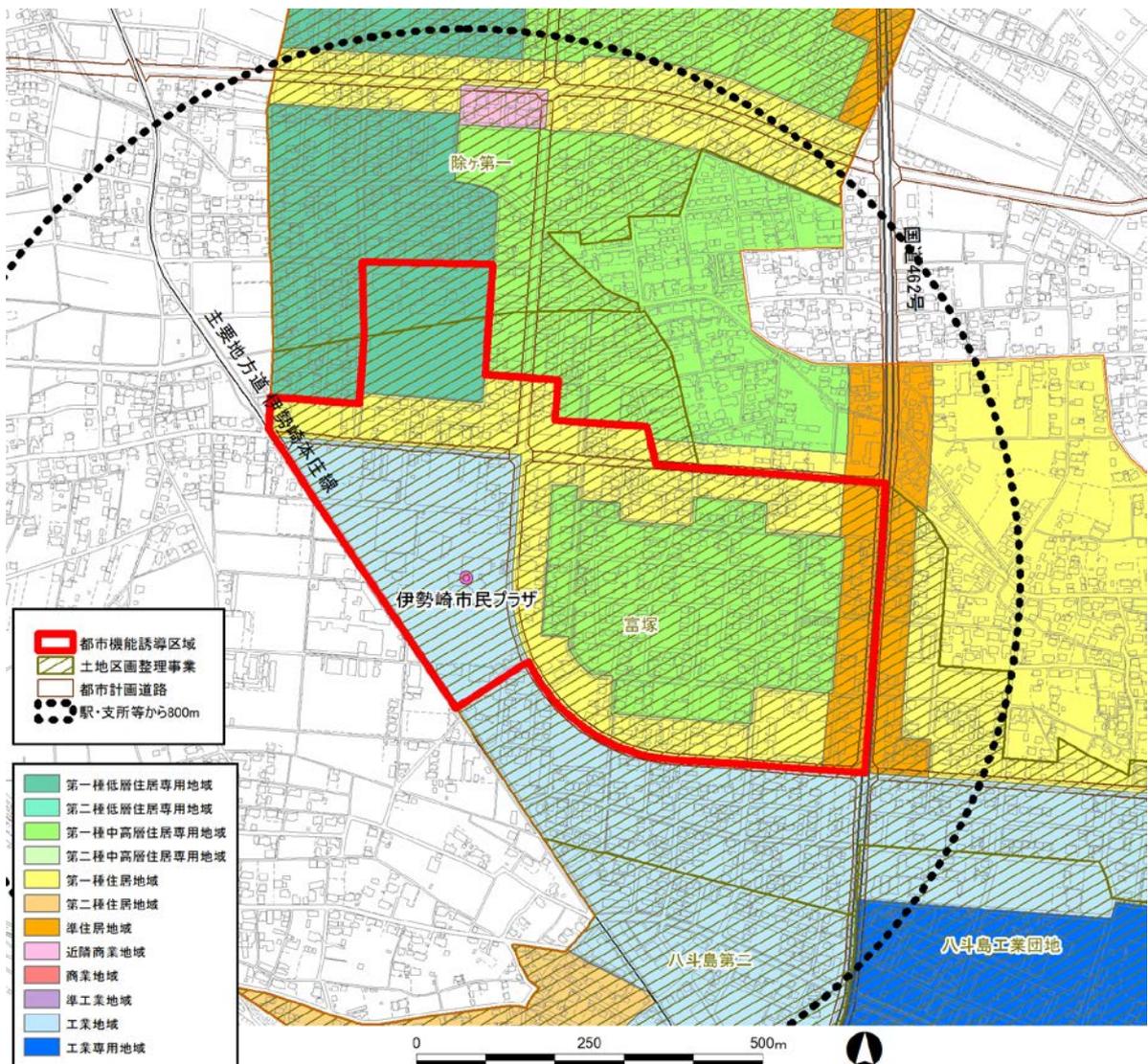
【区域図】



【4. 伊勢崎市民プラザ周辺（面積：約36.7ha）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> 本区域を含む除ヶ町・富塚町周辺は、土地区画整理事業によって都市基盤施設が確保された飛び地の市街化区域で、一定の人口集積がみられます。 周辺に鉄道駅はありませんが、路線バスにより伊勢崎駅までアクセスが可能となっています。 本区域は、伊勢崎市民プラザのほか、地域の生活を支える商業機能などの集積がみられます。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、拠点としての位置づけはありませんが、居住誘導区域を設定する除ヶ町・富塚町は、一定の人口規模・密度水準にあり、伊勢崎市民プラザのほか、商業機能などの集積もみられます。このことから、周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、不足する機能の誘導を図るため、伊勢崎市民プラザを中心に都市機能誘導区域を定めます。

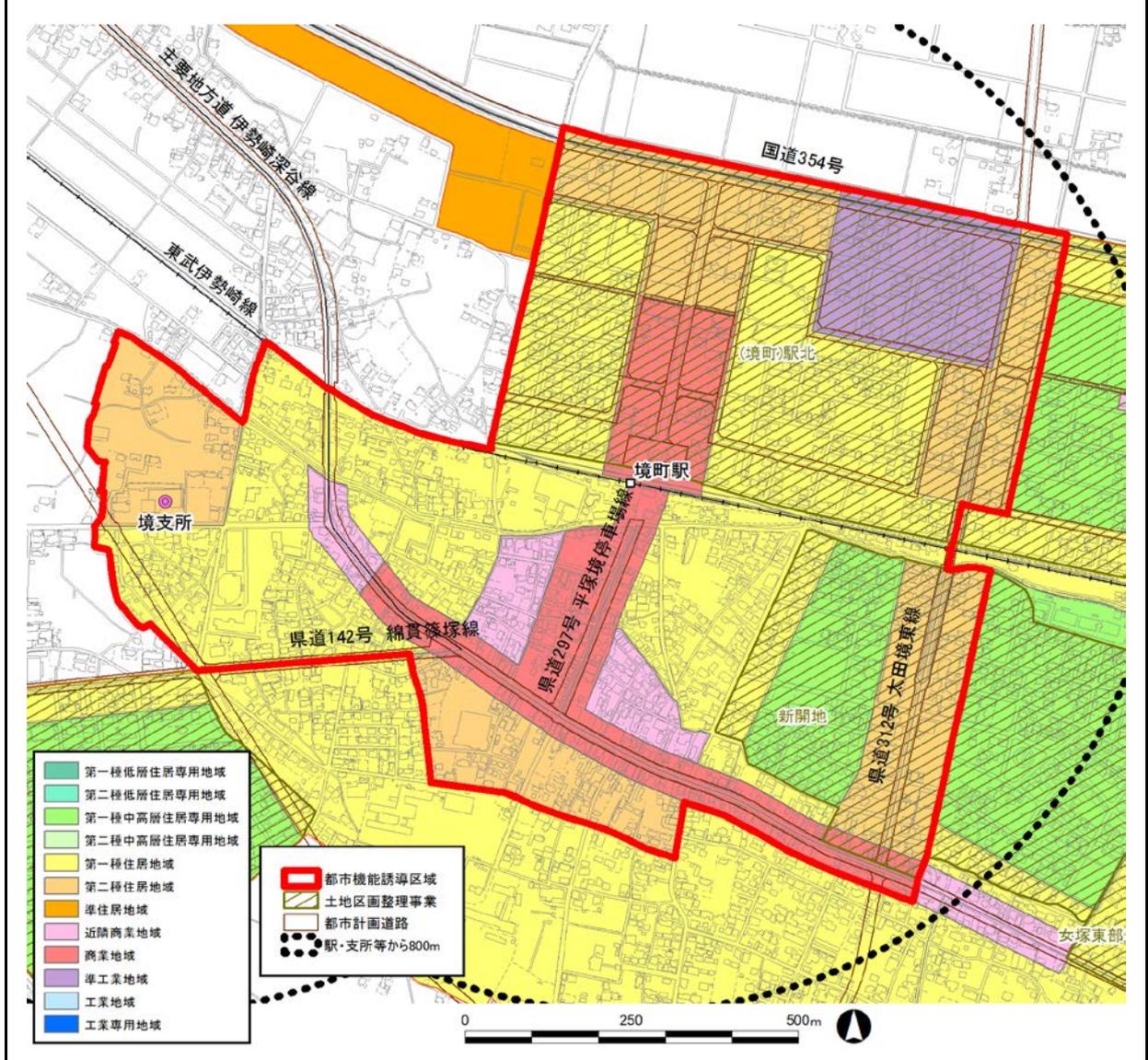
【区域図】



【5. 境支所・境町駅周辺（面積：約99.6ha）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> 境町駅を中心にコンパクトな市街地が形成され、境地区の中心市街地として境支所のほか、商業、教育・文化、福祉などの地域の生活を支えるサービス施設が集積しています。 境町駅南側の一部は、土地区画整理事業などの面的な整備がされていないものの、古くからDIDとして人口集積が進んでいます。 境町駅北側や東側などにおいて進められた土地区画整理事業区域では、居住機能に加え、商業・業務機能などの集積が進みつつあります。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、市南部における拠点地域として、既存の都市機能集積を活かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域拠点空間を形成することが位置づけられています。 交通結節点としてアクセス性に優れた鉄道駅を中心に、各種都市機能が集積している本区域においては、土地区画整理事業による良質な都市基盤施設を活用した都市機能の立地誘導や、市街地環境の改善と一体となった生活関連サービス機能を拡充するため、既存施設を取り込んだ都市機能誘導区域を定めます。

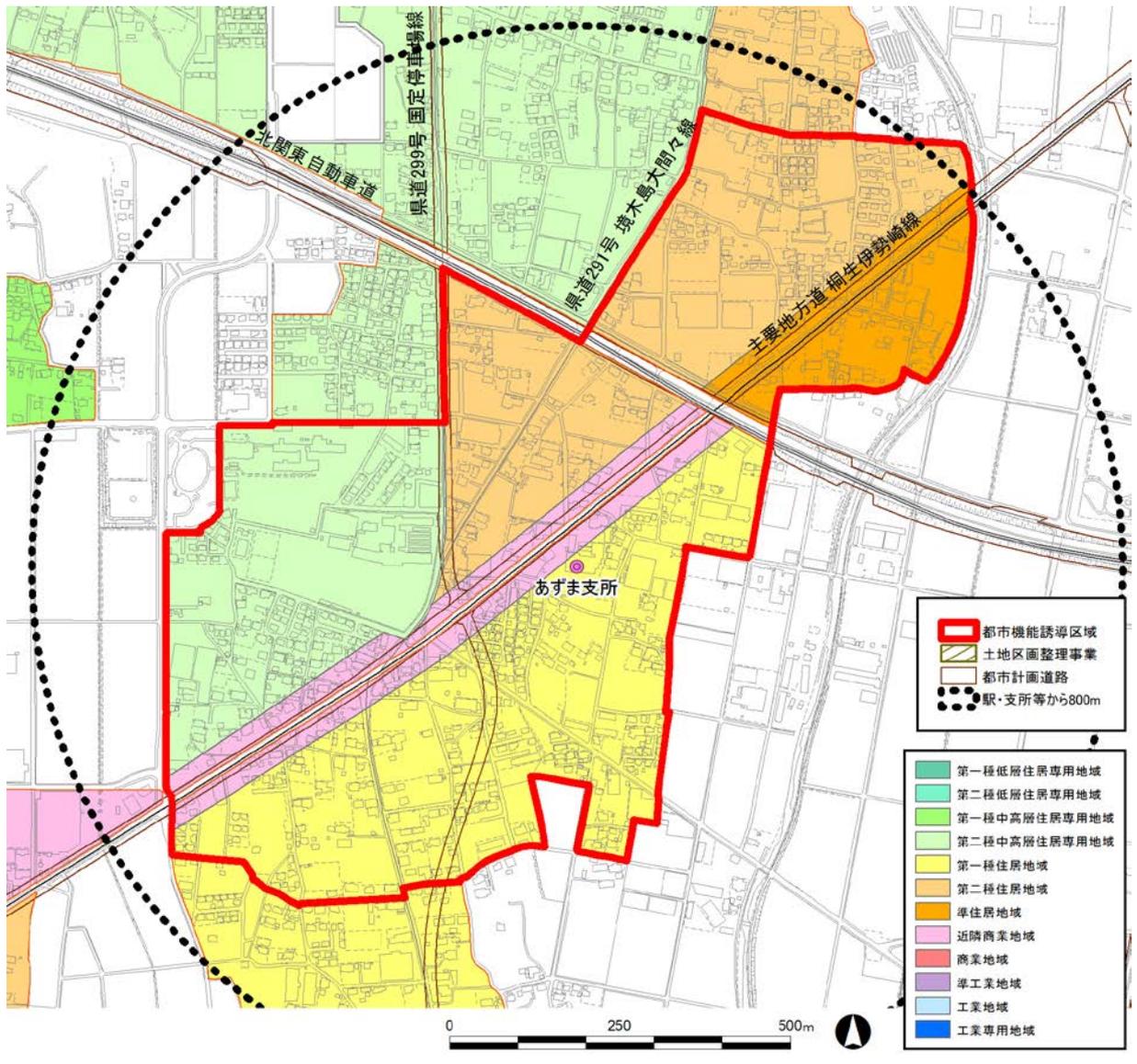
【区域図】



【6. あずま支所周辺（面積：約72.5ha）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> 東地区の中心地としてあずま支所のほか、商業、教育、福祉などの地域の生活を支えるサービス施設の集積がみられます。 用途地域が指定されているものの、相対的に人口密度の低い市街地・集落地が広範囲に広がっています。 周辺に鉄道駅はないものの、コミュニティバスにより中心市街地にアクセスが可能となっています。また、本区域に近接して大規模商業施設が立地しており、その施設と伊勢崎駅を結ぶ路線バスが運行されています。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、既存の都市機能を活かしながら、地域の交流拠点として、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域拠点空間を形成することが位置づけられています。 本区域においては、既存施設の改修や不足する機能の立地誘導により、生活関連サービス機能の拡充と集積度の向上を図るため、行政窓口機能を有するあずま支所を中心に、既存施設を取り込んだ都市機能誘導区域を定めます。

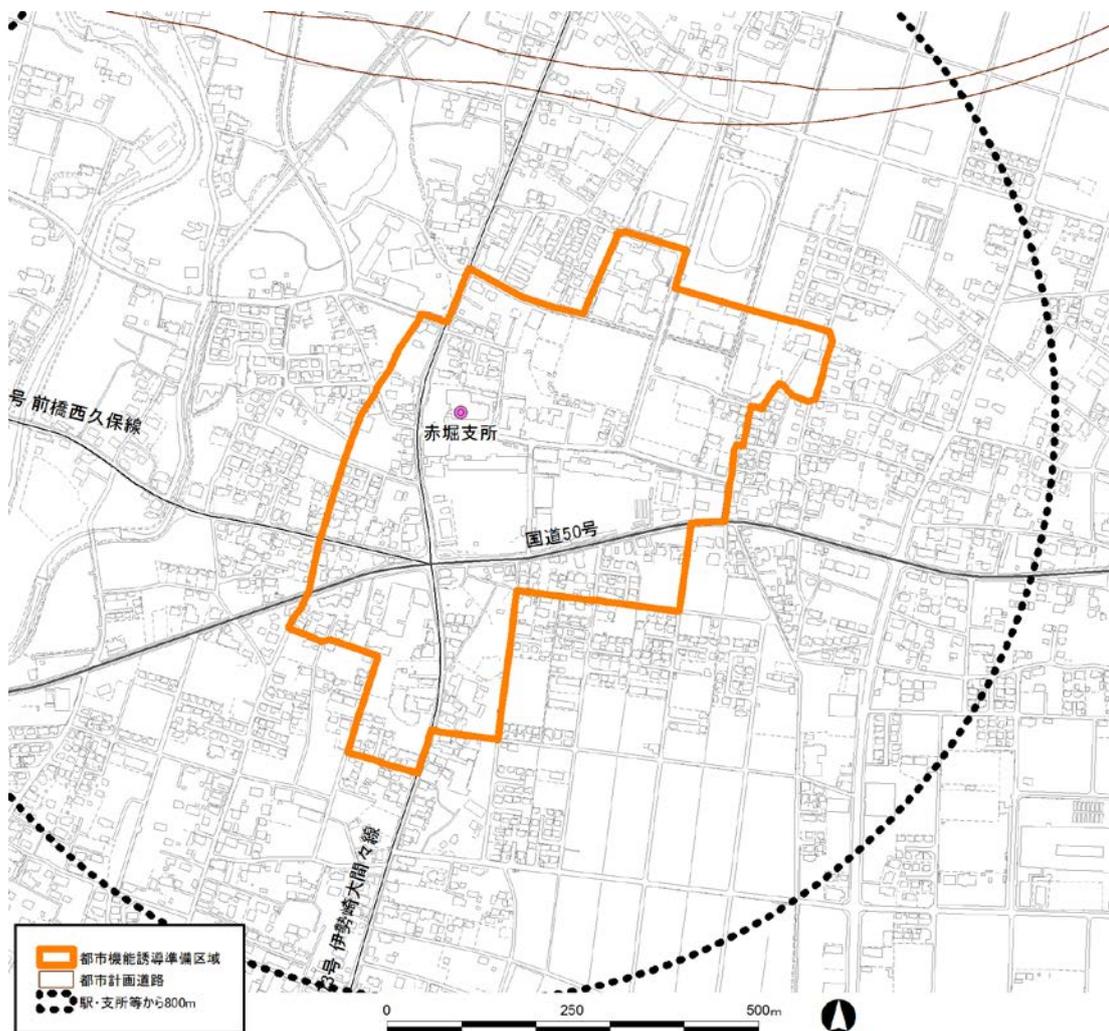
【区域図】



【7. 赤堀支所周辺（面積：約26.8ha）（準備区域）】

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> 赤堀地区の中心部として赤堀支所のほか、商業、教育・文化、福祉などの地域の生活を支える生活関連サービス機能が集積しています。 周辺に鉄道駅や路線バスの運行はないものの、コミュニティバスにより中心市街地にアクセスが可能となっています。 用途地域未指定の非線引き都市計画区域であり、赤堀地区の中心地としての機能集積はみられるものの、多様な建物用途が混在しています。一方、商業施設を中心とした生活関連サービス機能の集積は高くありません。
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本区域は、伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて、既存の都市機能を活かしながら、地域の交流拠点として、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域拠点空間を形成することが位置づけられています。 各種の都市機能が集積している本区域においては、既存施設の改修や不足する機能の立地誘導により、生活関連サービス機能の拡充と集積を図るため、既存施設を取り込んだ区域とします。 なお、当該区域は、用途地域未指定区域であることから、用途地域等の指定後に居住誘導区域と合わせて都市機能誘導区域を設定するものとし、それまでは都市機能誘導準備区域として位置づけます。

【区域図】



(3) 誘導施設の設定

① 誘導施設の考え方

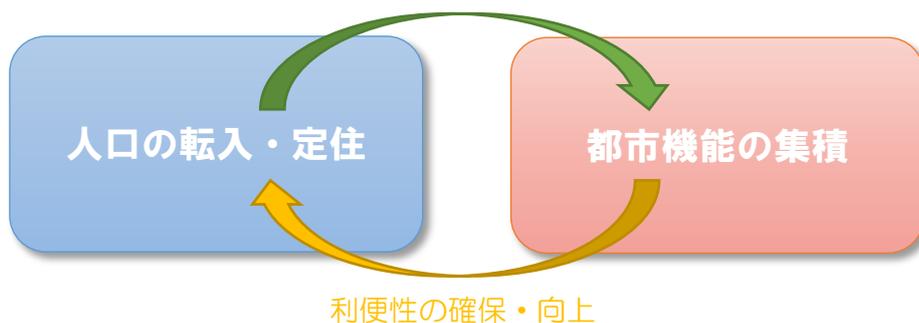
- 誘導施設（都市機能増進施設）とは、都市機能誘導区域において、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設として定める施設です。
- 誘導施設は、行政サービスの窓口機能のほか、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設として、高齢化や子育て支援など地域特有の課題への対応、まちのにぎわいの創出に寄与する機能を有する施設が想定されています。
- 本市は、第2次伊勢崎市総合計画において、将来都市像である「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現に向け、5つの基本政策を掲げており、これらの基本政策に沿った誘導施設を配置・集積することによって、将来都市像の実現に寄与するものとしします。
- また、都市機能の集積を喚起し、その集積による利便性の向上が、人口の転入・定住を促進する、好循環のサイクルの構築を目指すものとしします。

表 総合計画の基本政策と都市機能の対応

基本政策	政策	想定する都市機能
1. 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる	・いつまでも健康に暮らせるまちをつくる ・子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる	○介護・福祉機能 ○保健・医療機能 ○子育て支援機能
2. 市民と産業を支える力強いまちをつくる	・快適に生活できる基盤をつくる ・活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる	○商業機能 ○金融機能
3. 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる	・安心して安全に暮らせる環境をつくる ・やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる	○防災機能
4. 市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる	・子どもの生きる力を育むまちをつくる ・生涯にわたり心身を育むまちをつくる	○教育機能 ○文化機能
5. 市民と協働して自立したまちをつくる	・市民と共に協働・共生のまちをつくる ・自立した都市経営を確立する	○コミュニティ機能 ○行政機能

図 都市機能及び居住誘導の好循環サイクル構築のイメージ

生活関連サービスの需要の確保・増大



②誘導施設の設定方針

- 誘導施設は、人口減少や少子高齢化の進展が予想される中、結婚・妊娠・出産・子育てと仕事の両立など、若者・子育て世代の希望の実現を中心としつつ、高齢者の社会参加による生きがいづくりや健康の維持増進に至る、全てのライフステージに対応可能な都市機能の充実を図るものとし、必要となる誘導施設を設定します。

図 ライフステージに対応した都市機能の対応イメージ



- 誘導施設は、都市機能誘導区域への誘導を図るものとなっていますが、区域外での立地を禁止するものではないため、例えば保育所など需要に応じて、広い市域にわたって均等・公平に配置すべき施設でも、誘導施設と位置づけた上で、できる限り区域内に誘導し、子育て世代の転入・定住を促進することとします。
- 誘導施設の配置に関しては、その施設が有する役割や規模などに応じて、「市を代表する高次の機能を有する施設として、市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設」と「各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設」に区分し、各拠点が果たすべき役割に応じた誘導施設を設置することとします。
- なお、誘導施設は、都市機能誘導区域への集積を図ることで、生活サービスに関わる様々な都市機能を「歩いて」利用することを趣旨とすることから、バスなどによる送迎を基本とする施設などは位置づけていません。
- また、人口配置やサービスを均等に提供する観点から、個別計画などにより、その数や配置が定められる施設についても位置づけていません。

- 以上の各ライフステージで求められる都市機能について、下表の誘導施設の設定方針を原則とし、各都市機能誘導区域が果たすべき役割に応じて誘導施設を設定します。

表 誘導施設の設定方針

都市機能	誘導施設の設定方針
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活圏において安定的に行政サービスを提供するため、中枢的な行政機能を持つ本庁舎と、地域の行政サービスの窓口となる機能を持つ支所を誘導施設として設定し、引き続き、その立地を維持します。
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及び障害者の社会参加を促進し、市民福祉の向上に寄与する中核的な施設としての役割を担うため、総合福祉センター(ふくしプラザ)を誘導施設として設定し、その立地を引き続き維持します。 高齢者及び障害者を対象とした福祉施設は、入所施設のほか、バスなどによる送迎を基本とする通所型の施設であるため、「歩いて」利用することを趣旨とする誘導施設には設定しないものとします。
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健全な育成や子育てと仕事の両立などによる子育て世代の希望の実現に不可欠な機能として、保育所、認定こども園、幼稚園を誘導施設と設定し、都市機能誘導区域に集積を促すことで、その周辺に設定する居住誘導区域への若い世代の居住を誘導します。 児童館は、子供の体力増進に関する機能を併せ持つ児童センターを誘導施設に設定しますが、小型児童館は、地域を対象とした施設であることから、誘導施設から除外するものとします。
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが歩いて行ける範囲で、生鮮食料品など日々の生活に必要な買物を可能とするため、主に日用品を取り扱う店舗を誘導施設として設定します。
保健・医療機能	<ul style="list-style-type: none"> 高度医療や救急・災害時対応などの、より高次の医療需要に対応可能な病院から、身近な医療機関として初期診療を行う診療所まで、誰もがニーズに応じた適切な医療を受けることができるよう、病院及び診療所を誘導施設として設定します。ただし、高度医療や救急・災害時対応に関わる総合病院については、誘導施設に設定するものの、原則的には広域的な医療圏計画に準拠するものとします。 市民の健康の保持・増進を図るため、母子保健や健康づくりなど、総合的な保健サービスを提供することができる保健センターを誘導施設として設定します。

都市機能	誘導施設の設定方針
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> • 決済や融資などの金融機能を有する施設は、既に一定の施設・機能が立地しているほか、預金の出し入れに関わるATMなどの設置も進んでいることから、誘導施設から除外するものとします。
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> • 市内の若者の進学先や教育・文化の振興など、将来を担う人材育成のほか、若者の居住の誘導と活気とにぎわいのある市街地の形成を図るため、専修学校及び各種学校を誘導施設として設定します。 • 小学校、中学校は、既に人口分布などを勘案した配置がなされており、今後も都市機能誘導区域の内外に関わらず、平準的にサービスを提供する必要があるため、誘導施設から除外するものとします。また、放課後児童クラブについても、小学校と連携する施設として、誘導施設から除外するものとします。 • 高等学校は、本市を対象とした施設ではなく、市域を越えた広域圏を対象とした施設であることから、誘導施設から除外するものとします。 • 大学は、一定規模の用地が必要となると考えられ、都市機能誘導区域内ではその取得が困難な可能性があるため、誘導施設から除外した上で、区域外も含めた立地を促進するものとします。
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の安全や安心を確保する視点から、指定避難所を誘導施設とすることが考えられますが、避難所としての避難・収容機能を均等に確保する観点から、原則的に地域防災計画等の個別計画等により小学校などの既設の施設が指定されるため、誘導施設から除外するものとします。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> • 生涯にわたって文化・学習活動が続けたいと考える市民の意欲にこたえるため、身近な生活圏において、誰もが文化や教養にふれることのできる場である図書館を、誘導施設として設定します。
コミュニティ機能	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の相互交流を促進する観点から、地域活性化の拠点として市民の交流などの拠点となる交流施設を誘導施設として設定します。 • なお、地域内のコミュニティを醸成する機能を有する公民館や集会所は、地域に密接した施設として、既に配置・整備が進んでいるとともに、居住誘導区域外の既存コミュニティの維持も必要であることから、引き続きそれらの施設の立地を維持するため、誘導施設から除外するものとします。

表 誘導施設一覧

機能分類	誘導施設	定義	設定の考え方	A※	B※
行政	本庁舎	—	中枢的な行政機能のほか、行政サービスの窓口機能の立地を引き続き維持するため、誘導施設として設定します。	○	—
	支所 (窓口機能)	—	地域における行政サービスの窓口機能の立地を引き続き維持するため、誘導施設として設定します。	—	○
介護・福祉	総合福祉センター (ふくしプラザ)	—	高齢者及び障害者の社会参加を促進し、市民福祉の向上に寄与する中核的な施設としての役割を担うため、誘導施設として設定します。	○	—
子育て支援	保育所	児童福祉法第 39 条に定める施設	地域における子育て支援及び児童等の健全育成に資するため、誘導施設として設定します。	○	○
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に定める施設			
	幼稚園	学校教育法第 1 条に定める幼稚園			
	児童センター	児童福祉法に基づく児童館のうち、「児童館の設置運営要綱」で定められる児童の体力増進に関する指導機能を有する施設			
商業	商業店舗	生鮮食料品等主に日用品を取り扱う店舗面積の合計が 1,000 m ² を超える施設	拠点性を高める集客力を有し、都市や地域のにぎわいや生活利便性の向上に寄与する施設であるため、誘導施設として設定します。	○	○
保健・医療	病院・診療所	医療法第 1 条の 5 第 1 項で規定される「病院」、及び第 2 項で規定する「診療所」	高度医療や救急・災害時対応などの、より高次の医療需要への対応や、身近な医療機関として初期診療を行う病院・診療所を誘導施設として設定します。	○	○
	保健センター	地域保健法第 18 条に定める施設	母子保健や健康づくりなど、総合的な保健サービスを提供することで、市民の健康の保持・増進に寄与する施設であるため、誘導施設として設定します。	○	○
教育	専修学校	学校教育法第 124 条に定める施設	市内の若者の進学先や教育・文化の振興など、将来を担う人材育成のほか、若者が集うにぎわいのあるまちづくりを進めるため、誘導施設として設定します。	○	○
	各種学校	学校教育法第 134 条第 1 項に定める施設		○	○
文化	図書館	伊勢崎市図書館条例第 1 条に定める施設	身近な生活圏において、誰もが芸術・文化・教養にふれる場を提供することが都市のにぎわい創出に寄与する施設であるため、誘導施設として設定します。	○	○
コミュニティ	交流施設	都市活動・市民の交流等のコミュニティ活動を支える不特定多数の者が利用できる会議室、展示スペース等を有する施設	地域活性化の拠点として市民の交流等の拠点となることで、都市のにぎわい創出に寄与する施設であるため、誘導施設として設定します。	○	○

※ A：市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設

B：各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設

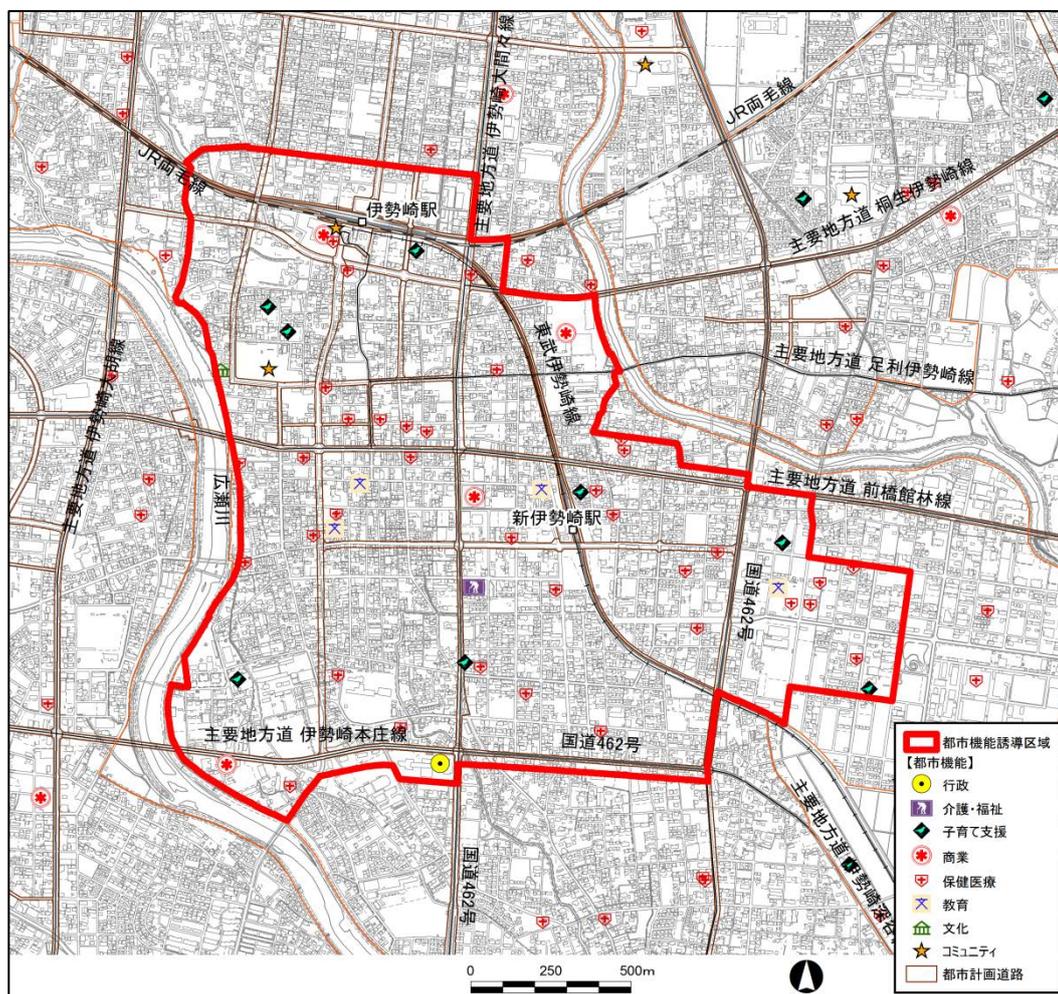
③各都市機能誘導区域における誘導施設の設定

- 各都市機能誘導区域における誘導施設は、「市を代表する高次な機能を有する施設として、市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設」及び「各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設」について、既存施設の配置や市における拠点の位置づけを踏まえながら、次のように設定します。

【1. 市役所・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	本庁舎	1
介護・福祉	総合福祉センター(ふくしプラザ)	1
子育て支援	保育所	5
	認定こども園	—
	幼稚園	2
	児童センター	1
商業	商業店舗	4
保健・医療	病院・診療所	35
	保健センター	—
教育	専修学校	2
	各種学校	2
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	2

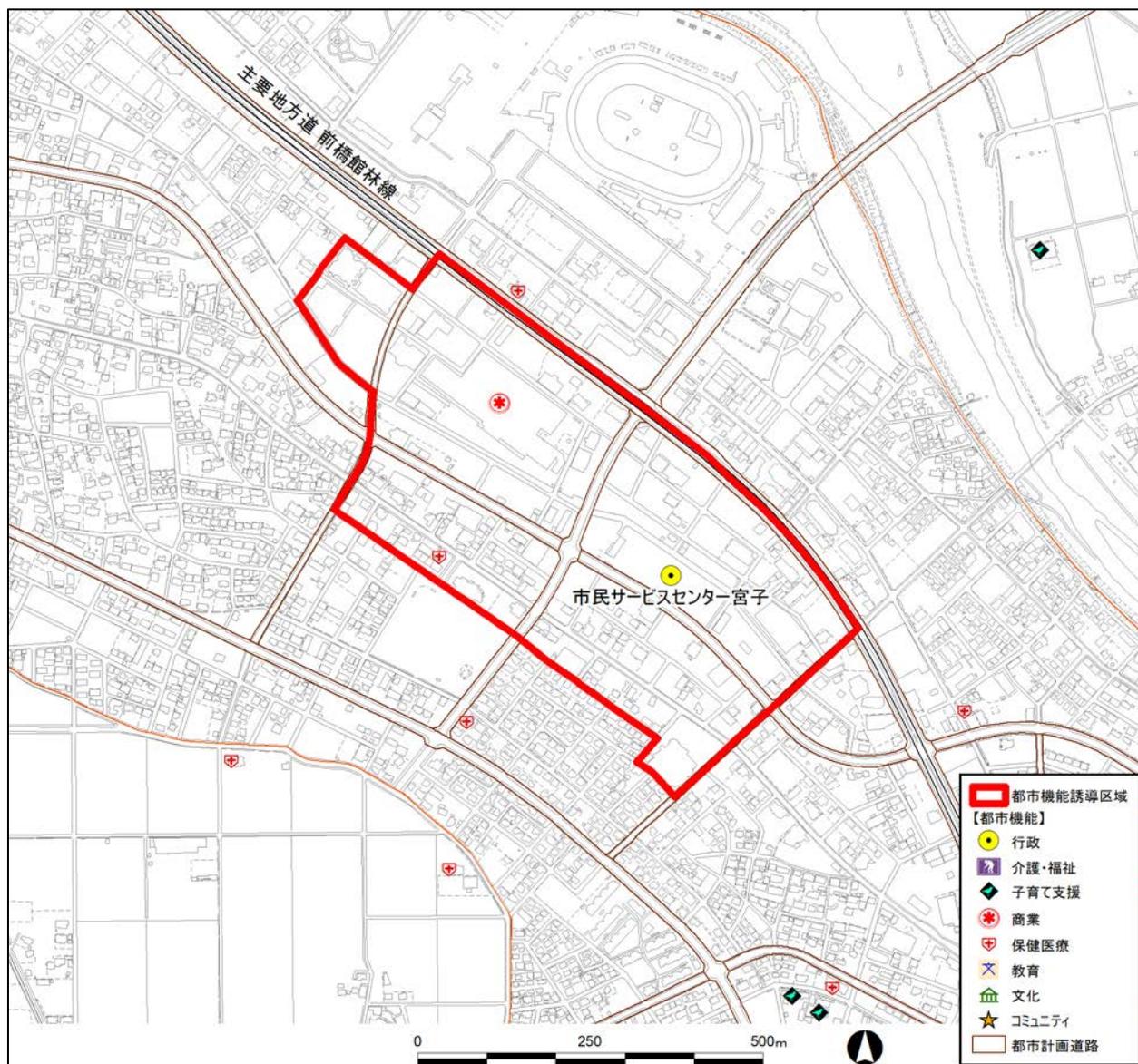
図 既存の誘導施設の位置(市役所・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺)



【2. 市民サービスセンター宮子周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所(窓口機能)	1
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	1
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	—

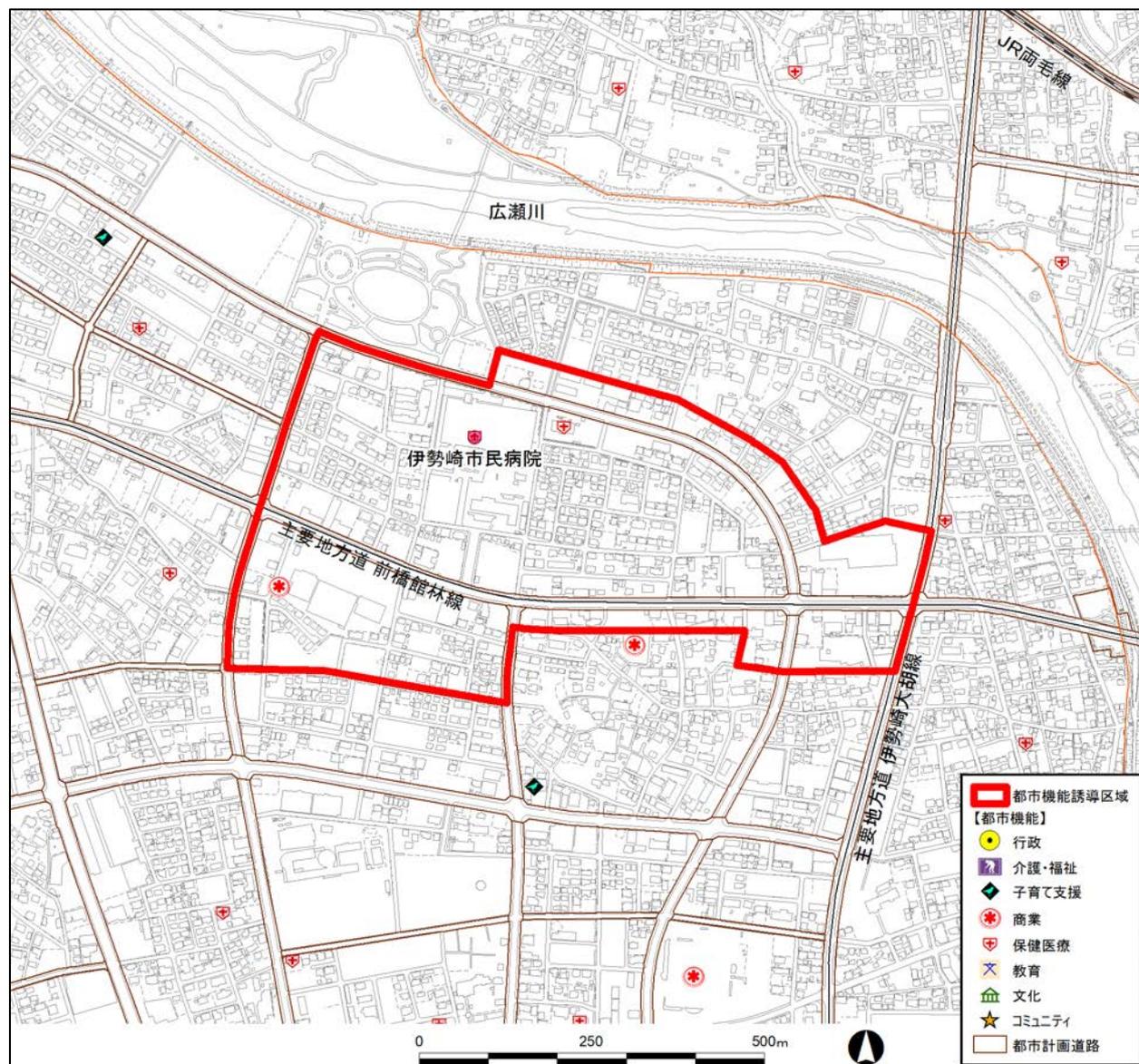
図 既存の誘導施設の位置（市民サービスセンター宮子周辺）



【 3. 市民病院周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	1
	保健センター	1
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	—

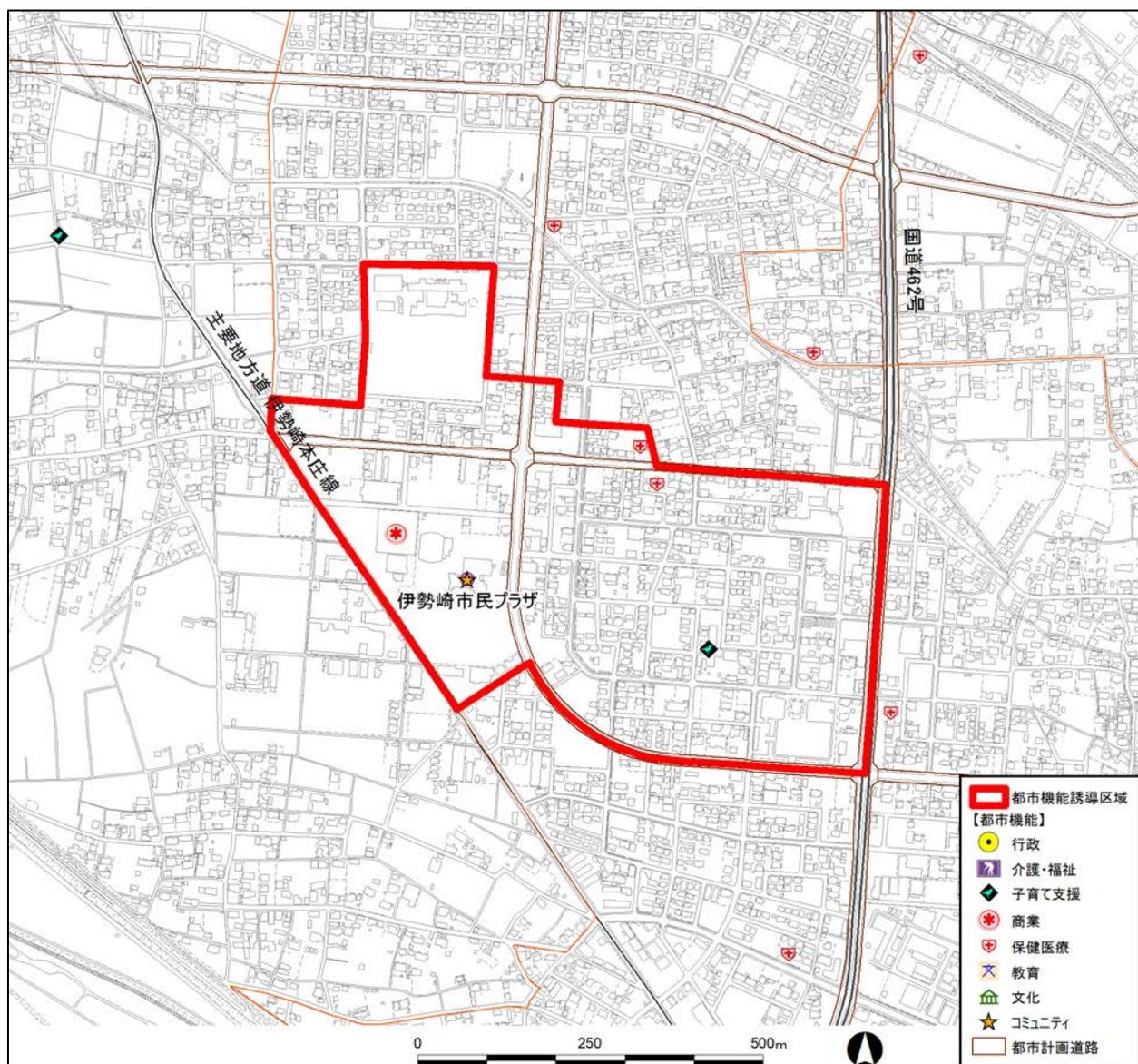
図 既存の誘導施設の位置（市民病院周辺）



【4. 伊勢崎市民プラザ周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	—
	幼稚園	1
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	2
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	1

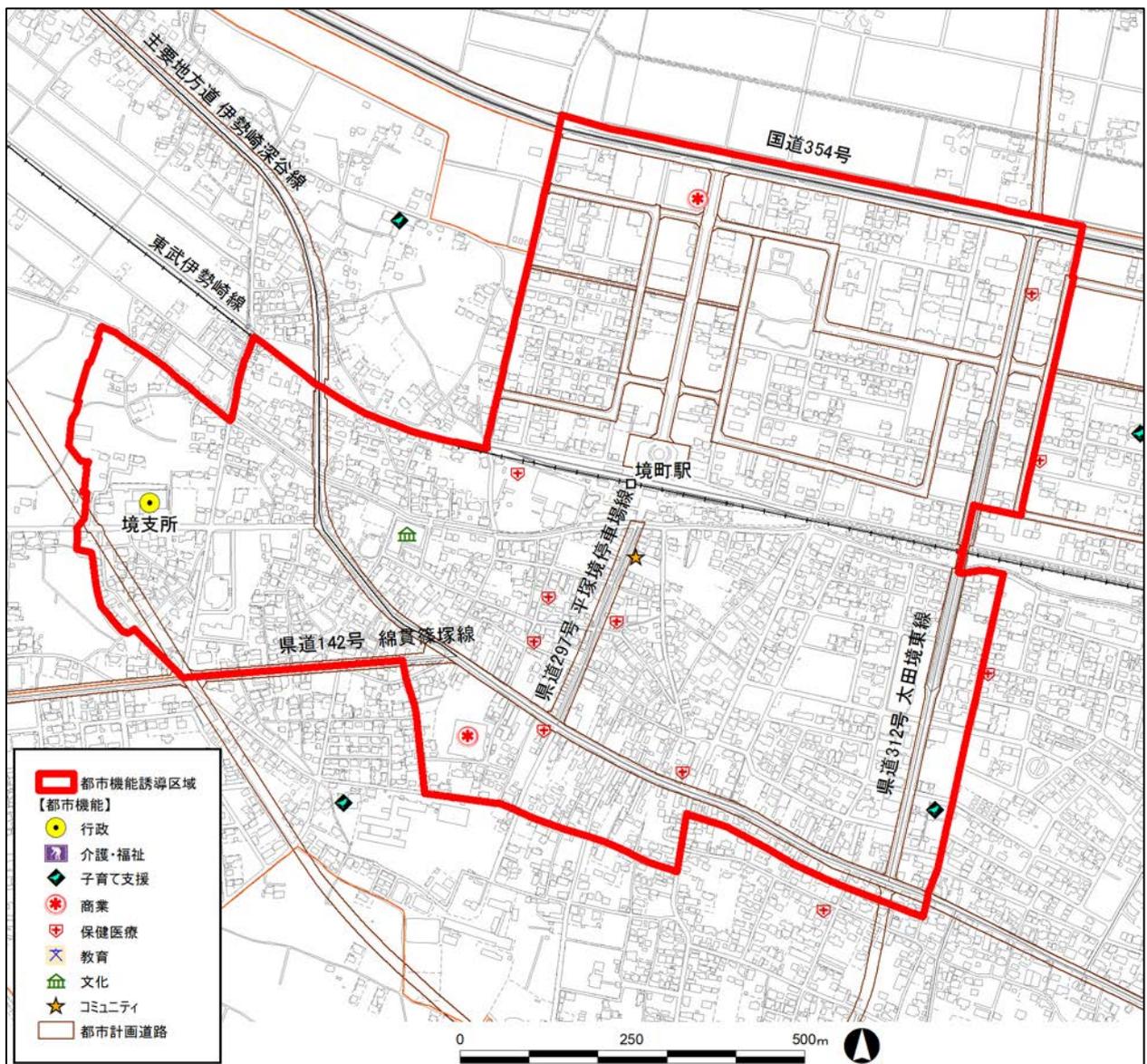
図 既存の誘導施設の位置（伊勢崎市民プラザ周辺）



【 5. 境支所・境町駅周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所(窓口機能)	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	2
保健・医療	病院・診療所	7
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	1

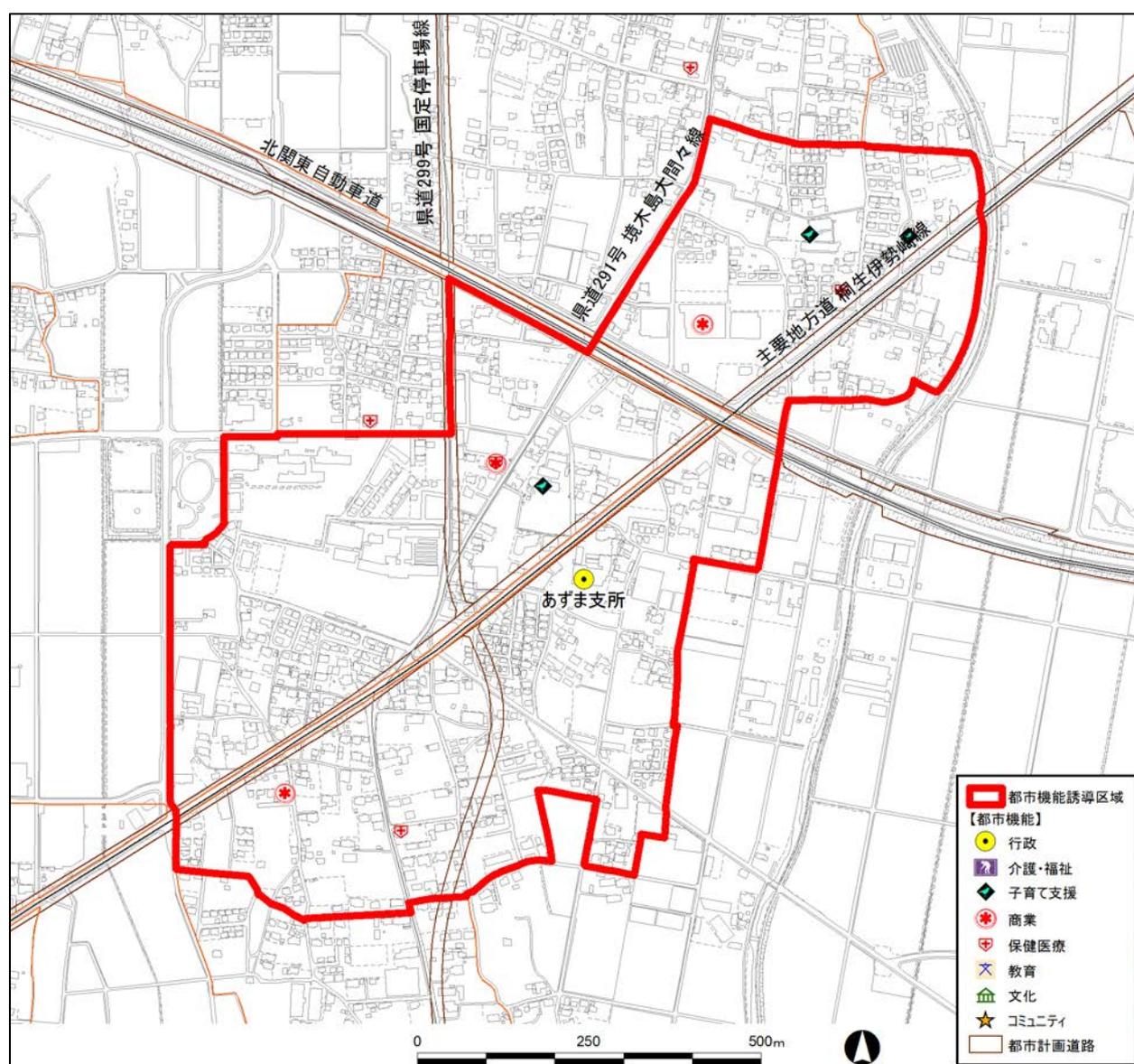
図 既存の誘導施設の位置（境支所・境町駅周辺）



【6. あずま支所周辺】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所(窓口機能)	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	2
商業	商業店舗	3
保健・医療	病院・診療所	3
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	—
コミュニティ	交流施設	—

図 既存の誘導施設の位置（あずま支所周辺）



【7. 赤堀支所周辺（準備区域）】

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所(窓口機能)	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	1
商業	商業店舗	—
保健・医療	病院・診療所	1
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	1

図 既存の誘導施設の位置（赤堀支所周辺）

